

本論文は

世界経済評論 2022年7/8月号

(2022年7月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン書店

中国金融制度改革の難しさ ：経済減速への対応と 金融リスク管理強化のバランス



キャノングローバル戦略研究所研究主幹 岡寄 久実子

おかざき くみこ 1984年東京外国語大学卒業後、日本銀行に入行。1997年以降、香港事務所次長、国際局及び金融研究所シニアエコノミスト等を歴任。この間、外務省経済局、米ランド研究所、中国人民銀行上海総部に調査研究員として出向。2016年より現職。主な研究分野は、中国の金融・財政制度改革。

中国の金融部門は、2010年代半ば頃から、実体経済の成長に貢献するとともに過去の過剰融資に起因する国内企業及び地方政府の債務問題に対処するという難しい課題に直面している。経済が高度成長モデルから持続可能な安定成長モデルに移行するためには、金融システムもより安定した効率性の高いものになっていく必要がある。また、世界第2位の経済大国となった中国が、国際金融の面でも存在感を高めたいのであれば、本国通貨のパワー向上につながる資本取引規制の緩和が欠かせない。そのためには金利や為替レートの更なる市場化の進展が求められる。

2021年にスタートした第14次5カ年計画では、金融面の機能向上のための様々な目標が掲げられているが、これまでのところ、共産党や中国政府はまずは金融秩序保持のための政策を先行させ、余力があれば市場化に向けた改革を慎重に進めるというスタンスで臨んでいるように見える。金融機関の経営基盤の安定と監督体制の整備が市場化推進の大前提であることは理解できるが、非効率な金融システムが中国の潜在成長力の向上を妨げることは避けなければならない。

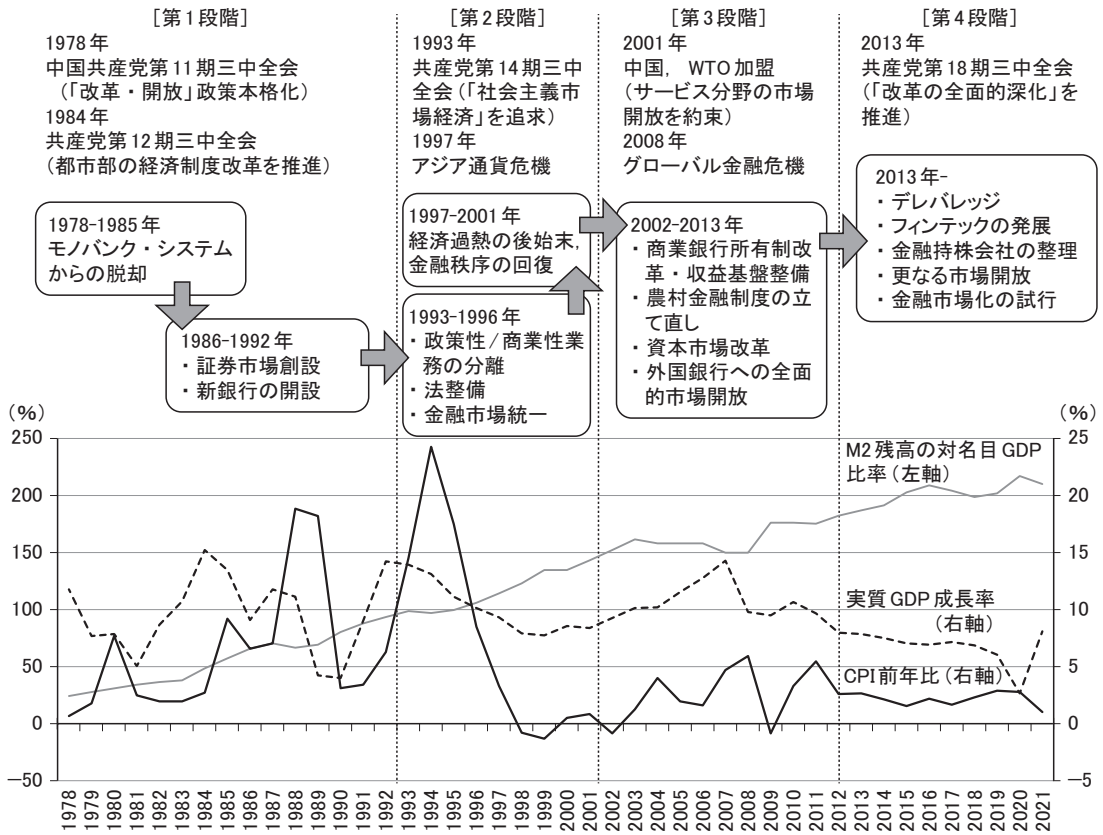
はじめに

中国は2010年に国内総生産額（GDP）で世界第2位となり、その後はトップの米国との差を縮めつつ、2013年に習近平国家主席が提起した「一帯一路構想」を軸に国際経済活動の幅も広げ、存在感を強めている。その経済成長を支えてきた一つの要素に、同国の金融システムがある。中国の改革開放政策スタート後、同国の金融システムは「社会主義市場経済」という概念の導入（1993年）や、WTO加盟（2001

年）を受けて取り組んだ構造改革などを経て、経済成長に必要な資金を潤沢に供給してきた（図1）。

ただし、この間の金融機関の与信や企業の資金調達、家計の資金運用などの行動が常に安定していたわけではなく、中国政府は経済過熱と景気後退の間で適切な通貨供給や金融監督のあり方を模索してきた。近年、強大化した中国の経済運営手法や対外活動に対する国際社会の見方には期待と懸念が交錯している。国内的には、高齢化の進展や環境問題への対応など、経済成長の追求とともに配慮すべき課題が重く

図1 中国の金融制度改革の流れとマネーサプライ、GDP、CPIの推移



資料：Okazaki (2007) を改訂 (統計データはCEIC China Premium Database より抽出)

なっている。こうした中で金融制度改革についても、より多角的な視野に立った検討が求められ、遂行は難しくなっている。

I 経済成長モデル転換期の難しさ

1. WTO加盟を機に拡充した金融サービス

中国のWTO加盟は、同国金融サービスの発展を大いに促した。中国政府はWTO加盟時に、5年以内に銀行市場を内外無差別の原則に従って外資銀行に開放すると約束していたが、当時の国有商業銀行は1990年代の経済過熱などの影響で多額の不良債権を抱えており、

そのままでは外国銀行に太刀打ちできないことは自明であった。

その危機感が共産党、政府関係部門、商業銀行などの首脳陣の間で共有され、国有商業銀行の健全性回復と農村部の金融機関立て直しを目指す改革が進められた。財政部や中国人民銀行(中央銀行。以下、人民銀行)による資金支援のほか、外国金融機関に協力を求めた成果もあって、改革は総じて順調に進み、現在では多様な金融機関が銀行ビジネスを展開している(表1)。

また、改革の過程で銀行貸出にリスクが集中しがちな状況を問題視した中国政府は、株式市

表 1 中国の銀行業金融機関の構成

	2003 年末		2021 年末	
	金融機関数	総資産残高 シェア (%)	法人数	総資産残高 シェア (%)
政策性及び開発性銀行	3	7.7	3	(注1)(9.2)
国有大型商業銀行	(注2)6	61.3	6	40.1
株式制商業銀行	10	10.7	12	18.0
都市商業銀行	112	5.3	128	13.1
農村商業銀行	3	9.7	1,596	13.3
農村合作銀行	1		23	
農村信用社	34,577		577	
新型農村金融機関(注3)	—		1,703	
都市信用社	723	0.5	0	0
外資銀行	支店 192	1.5	現法 41	(注1)(6.7)
民間銀行	—	—	19	
ノンバンク・その他	142	3.3	494	
銀行業金融機関合計 ()内は総資産残高	35,769	100 (27.7兆元)	4,602	100 (344.8兆元)

注1：2020 年末のシェア。

注2：比較のため郵政貯蓄銀行を含む 6 行に統一。

注3：村鎮銀行（2021 年末 1,651 行）、農村資金互助社（同 39 社）、貸出公司（同 13 社）。

資料：中国銀行保険監督管理委員会ウェブサイトより筆者作成

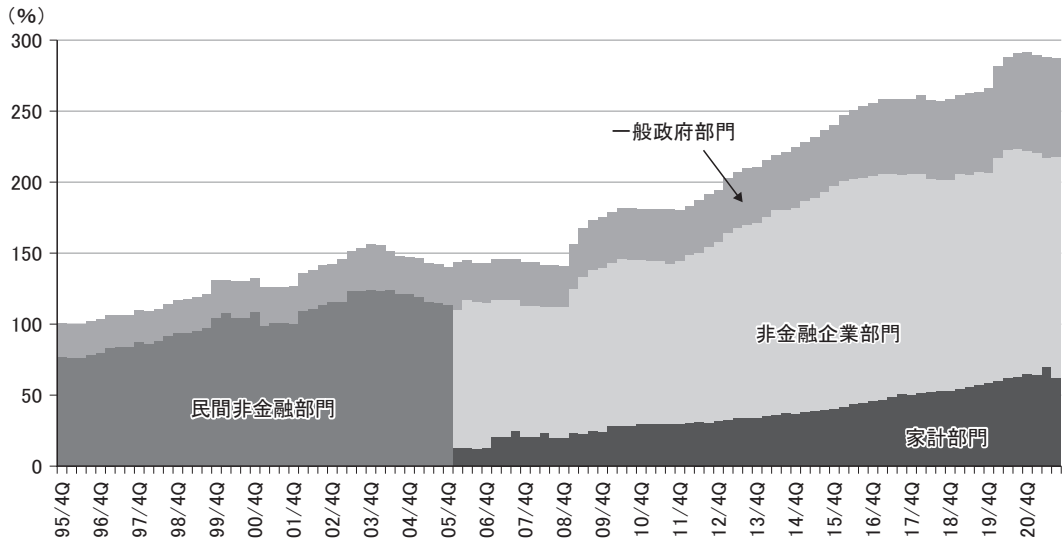
場の活性化に取り組むとともに、企業による債券の発行を促した。その結果、中国の資本市場も、量的な面を中心に大きく発展した。2022 年 2 月末の上海証券取引所の上場株式時価総額は 7.9 兆ドルと、ユーロネクスト（6.7 兆ドル）や日本取引所（6.2 兆ドル）を上回り、世界第 3 位の規模に達している。また、深圳証券取引所（5.8 兆ドル）は第 6 位につけている。ただし、世界第 1 位はニューヨーク証券取引所（26.1 兆ドル）、第 2 位はナスダック（21.6 兆ドル）で、両者との距離はなお大きい。この間、中国企業による債券発行も急増し、国際決済銀行（BIS）の集計によれば、2021 年 9 月末の中国の金融債及び非金融企業債の発行残高は 12.3 兆ドルと、米国の 22.9 兆ドルに次ぐ規模となっている。

2. 債務問題の表面化

2013 年 11 月、中国共産党中央委員会（以下、党中央）は習近平新体制下の第 3 回全体会議（第 18 期三中全会）を開催し、経済制度改革を全面的に深化させる方針を決定した。当該決定は中国内外で、経済面の改革と更なる対外開放に党中央が本腰を入れて取り組む意思を示したものと受け止められ、その展開が注目された。しかし、具体的な改革の動きはなかなか出てこなかった。

高度経済成長期が終わり、潜在成長力が低下する中で痛みを伴う改革を推進するのは容易ではなく、さらに金融面では、2008 年 11 月に打ち出されたいわゆる「4 兆元の景気刺激策」の負の影響が表面化したことが重荷になった。当該刺激策は、インフラ建設や住宅建設、企業の

図2 中国の制度部門別債務率の推移



注：債務率は、債務残高の名目 GDP に対する比率。

資料：BIS total credit statistics (Feb. 2022) より筆者作成

設備投資を促し、2009年からの3年間に実質平均9.9%の高い成長率を実現させるなど、リセッション回避策としては実に有効であったが、その副作用も大きかった。

短期間のうちに膨れ上がった各種投資計画の中には、採算性に関する見通しが甘いものがあり、資金供給サイド（銀行、証券格付け機関、投資家など）も、政府の号令に煽られてリスク管理意識が希薄になっていた。このため、数年後には元利払いが滞る案件が増え始めた。人民銀行や金融監督機関は警鐘を鳴らしたが、その監視が及びにくいシャドバンキングの広まりもあって、国内非金融部門の債務は増加し続けた（図2）。

3. フィンテックの萌芽

この間、中国ではインターネット技術を金融に活かしたフィンテックが急速に広まり、それがシャドバンキングの資金源になった面もあ

る。前掲表1に示したように、中国では4千を超える銀行業金融機関が営業認可を受けているが、個別にみるとその財務内容の健全性にはかなりの差がある。人民銀行はせいぜい弱な金融機関を巻き込んだ競争の激化が市場を混乱させることを避けるために、市場メカニズムの導入（とくに金利の自由化）には慎重なスタンスで臨んできた。また、国有企業改革サポートの必要もあって、金利は全般に低めに抑えられてきた。人民銀行は、2013年7月に銀行貸出金利の下限規制を、2015年10月には預金金利の上限規制をそれぞれ撤廃していたが、商業銀行に対しては人民銀行が設定する基準金利から大きく乖離することのないよう指導を続けていたとみられている。

しかし、経済成長に伴い所得が増える一方で、将来への不安から金融資産をより効果的に運用することを求める家計サイドは、従来型の銀行定期預金では満足できず、財テク商品への

投資意欲を強めた。そうしたニーズに応じ、IT企業がeコマースの決済システムと絡めて少額MMF型投資を可能とする仕組みを作るなど、個人が相対的に高金利の財テク商品にアクセスしやすい環境ができはじめた。他方、インターネットを利用して投資家と資金調達希望者を結びつける金融サービス（P2P）も生まれ、急速に融資残高を伸ばした。

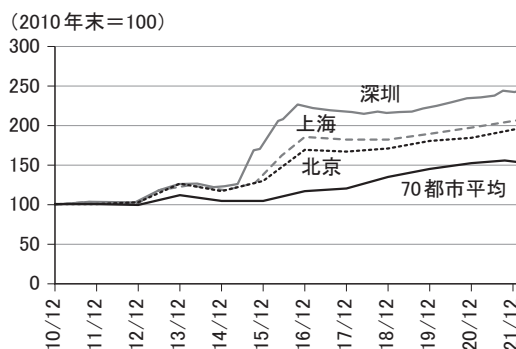
4. 金融リスクの顕現化と政府の対応

以上のように、2010年代にはグローバル金融危機対応としての経済刺激策に応じた融資が大きく伸びた一方で、それが企業の過剰生産能力、不動産市場の過熱と過剰在庫、企業・家計・地方政府の過剰債務などの問題を引き起こすことにもなった。党中央と中央政府は、2016年と2017年の経済政策の重点課題をこれら問題の解消と定め、人民銀行と銀行業監督管理委員会（2018年に保険監督管理委員会と統合し、銀行保険監督管理委員会に改組）が中心となって対応策を打ち出した。

ただし、銀行の融資スタンスの慎重化が景気後退につながることを懸念する政府は、デレバレッジへの取り組みと同時に、「金融が実体経済に貢献する」ことを強く呼びかけたため、銀行貸出残高全体が減少することはなかった。そうした中で、一部ではあるが、主要取引先への乱脈融資が自らの収益基盤を毀損し、危機的状況に陥った地方銀行も現れた。これまでのところ、一部地方銀行の危機が中国の金融システム全体に打撃を与えかねないシステムリスクと化すことは避けられているが、景気情勢の悪化が懸念される地域を中心に、中小金融機関の経営動向は楽観視しにくい状況が続いている。

この時期、中国におけるフィンテックの発展

図3 中国主要70都市の新築商品住宅価格の推移



資料：CEIC China Premium Database より筆者作成

は、従来金融サービスが行き届かなかった個人や零細民営企業などに新しいサービスを提供し、金融包摂を促すものとして政府サイドも含め、広く社会の期待を集めた。しかし、その展開が速すぎたために監督体制の整備が追いつかず、一部で違法取引が広がるなどの問題が生じ、2010年代後半には新サービスに対する規制が次々と適用されるようになった。

不動産市場では、人民銀行と監督機関などが不動産開発向け融資や個人向け住宅ローンを抑制する指導を行ったが、住宅価格の高騰はなかなか収まらなかった（図3）。このため、2020年8月には財務内容の健全性に問題がある不動産ディベロッパーの資金調達を抑え込む厳しい規制が発動された。当該措置は、ディベロッパー（とくに民営企業）の資金繰りを困難にし、それら企業の社債の元利払いを滞らせることになり、混乱は2022年入り後も続いている。この問題については、地方政府が中心となって、国有同業者や地方政府系列の投資企業などを絡めて、債務リストラを進めようとしている。

II 第2の百年目標に踏み出す5年間

1. 第14次5ヵ年計画と長期目標

2021年7月、習近平総書記は中国共産党建党百周年記念式典において、その時期までに「小康社会（ややゆとりのある社会）を全面的に建設する」という党の「2つの百年奮闘目標」のうちの最初の目標を達成したと評価した。同年は第14次5ヵ年計画スタートの年でもあり、公表された同計画の綱要（以下、「綱要」）は、この時期を「第1の百年目標を達成した勢いに乗って、社会主義現代化国家を全面的に建設するための新たな道を開き、第2の百年目標に向かう最初の5年」と位置づけている。第2の目標は、建国百年の2049年までに「富强・民主・文明・調和をかなえた社会主義現代国家の建設を達成し、中等先進国の水準に達する」というもので、その中間の2035年を展望した長期目標も提示されている。

第14次5ヵ年計画は質の高い経済・社会の発展を目指しており、重点目標として、イノベーションの促進、産業構造の高度化、強大な国内市場の形成を中心とする「双循環戦略」の実施、農村振興と出稼ぎ農民の市民化、地域間の調和的発展、更なる市場化改革の推進、対外開放の一層の促進、生態環境の改善、民生と福祉の向上、安全保障の強化などが掲げられている（関、2021）。

2. 金融制度改革の重点と実施動向

金融制度改革の目標は、「綱要」の第21章「現代的な財政・税制・金融制度の確立」に記載されている。他の項目同様、重点目標が列挙されているだけではあるが、前回の第13次

5ヵ年計画綱要の記載と比べると、課題がより具体的になっているように感じられる（表2）。最近の金融リスク顕現化の動きを受けて、金融部門が取り組むべき課題がより鮮明になってきたということであろう。

「綱要」が全国人民代表大会（国会に相当）を通過してから1年強の時間が過ぎたが、この間、中国では対米経済摩擦と新型コロナウイルス感染症の影響が深刻化する中で、一部中小金融機関の経営危機や大手・中堅不動産デベロッパーの多額の債務問題などが市場や社会に動揺をもたらしたこともあって、金融制度改革においてはリスク管理の強化に向けた動きが先行している。市場化に向けた改革が止まったというわけではなく、例えばデジタル人民元の実験は対象地域が広がっているし、貸出優遇金利制度の運用においても市場実勢を反映させる変更が段階的に試みられている。また、証券市場や保険市場において外資参入規制を緩和する動きもみられている。ただし、それらの政策がいつをゴールとして、最終的にどの程度の自由化・市場化を目指しているのか、その青写真はいまひとつ不明瞭である。

一方、2022年4月、人民銀行は「金融安定法」の草案を公表し、パブリックコメントを求める作業に入った。同法は金融リスクを銀行、保険、証券など業態別に捉えるのではなく、包括的に管理することを目指すとともに、同年3月の全国人民代表大会で提起された金融安定保障基金の開設について法的根拠を付与しようとしている。金融安定保障基金は、既に運営されている預金保険基金とは別に、金融機関などから徴求する資金を蓄積し、重大な金融リスクに対処するための準備金となることが期待されている。

表2 第14次5ヵ年計画における金融制度改革の重点

改革のテーマ	改革の重点
現代的中央銀行制度の建設	<ul style="list-style-type: none"> ・ マネーサプライ調整メカニズムの改善 ・ デジタル人民元の研究開発 ・ 市場による金利形成メカニズムとその伝播メカニズムの整備 ・ 中央銀行政策金利体系の改善（貸出優遇金利制度の活用など）
金融システム構造の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有商業銀行改革の深化 ・ 中小銀行及び農村信用社のガバナンス構造の改善加速 ・ ノンバンク金融機関の秩序回復 ・ 金融包摂の強化
政策性金融の機能向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略・計画に貢献する能力の強化
保険企業の改革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業保険・保障能力の向上
金融機関ガバナンスの健全化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主の権利及び関係者取引に対する監督の強化
資本市場インフラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機関投資家の発展 ・ 直接金融比率の引き上げ ・ 株式発行登録制の全面的実施 ・ 平時の市場退出メカニズムの確立 ・ 上場企業の質の向上 ・ 「新三板（ベンチャー企業を対象とした店頭株式市場）」改革の深化 ・ 市場による債券発行メカニズムの改善 ・ 債券市場の規模・種類の拡大 ・ 長期国債及びインフラ建設向け長期債券の発行
投資家・預金者の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資家保護制度及び預金保険制度の改善
監督システムの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現代的金融監督システムの改善 ・ マクロブルーデンス面の監督を前提としたイノベーションの推進 ・ 金融リスクを全面的にカバーした監督の枠組みの構築 ・ 監督の透明性の向上と法制化レベルの向上
金融科学技術の安定した発展	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関のデジタルトランスフォーメーションの加速 ・ 科学技術応用の監督と金融イノベーションのリスク評価の強化 ・ 新規イノベーション商品の是正及び一時停止メカニズムの構築

資料：「中華人民共和国国民経済・社会発展第14次5ヵ年計画及び2035年の長期目標綱要」より筆者作成

また、2018年、上海に金融問題を専門的に扱う裁判所として上海金融法院が開設された。その後、2021年に北京金融法院が、2022年に成渝金融法院（重慶市と四川省をカバー）の開設が続き、金融訴訟に専門性をもって迅速に対応するシステムの形成が試みられている。

2022年は5年に一度の共産党大会が開催される年であり、党中央は何よりも経済や社会の「安定」を重視しているとみられている。党中央としては、まずは法治の基礎を固め、そのう

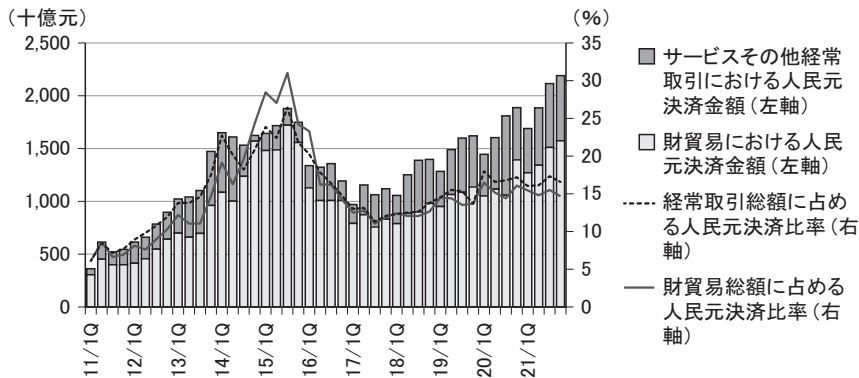
えで余力があれば、更なる市場化に向けた改革の実施を慎重に進めるというスタンスで臨んでいる模様である。

Ⅲ 国際金融面でのプレゼンスの追求

1. 米ドル依存脱却を目指す動き

2008年のグローバル金融危機は、中国の金融関係者に大きな意識の変化をもたらした。当時の中国はかなり厳しい資本取引規制下にあっ

図4 中国の経常取引における人民元決済動向



資料：CEIC China Premium Database より筆者作成

たため、国際業務を行っている国内主要金融機関や国内投資家が金融危機から受けた直接的な打撃は限定的であった。他方、米ドル市場の混乱を受け、中国の対外貿易に関わる企業は自身あるいは取引相手が決済資金（米ドルやユーロ）の入手に齟齬をきたしたり、貿易信用を受けられなくなったりするなど、大きな打撃を受けた。

そうした状況を見て、中国政府は米ドル依存の不安定さを強く認識し、国境をまたぐ対外決済（以下、クロスボーダー決済）における人民元の利用を推進する方向に舵を切った。2009年7月に人民銀行と関連部局は、上海市と広東省の4都市が香港、マカオ、東南アジア諸国連合（ASEAN）との貨物貿易において人民元を決済通貨として利用することを認めた。その後、クロスボーダー決済における人民元利用にかかる規制は段階的に緩和され、2010年6月までにすべての経常取引について、相手先地域にかかわらず、人民元による決済が可能となった。また、資本取引においても、2011年12月、事前に中国当局の認可を受けた海外適格機関投資家による人民元による投資が可能となっ

たのを皮切りに、証券投資における人民元決済を認める範囲が少しずつ増えている（露口、2022）。

また、主に貿易・投資相手国との間での外貨需要に係る不安定性を軽減する狙いから、中国は2009年以降、二国間通貨スワップ協定を結んでいる。当該スワップ協定は、2013年に習近平国家主席が提起した「一帯一路構想」の広がりと共に連携した側面もある。人民銀行の公表によれば、2020年末の時点で40の国・地域（香港、マカオを含む）の中央銀行などとの間でスワップ協定が結ばれている。

2016年10月、人民元は国際通貨基金（IMF）の特別引き出し権（SDR）の構成通貨に加えられ（構成比は、米ドル41.73%、ユーロ30.93%、人民元10.92%、円8.33%、英ポンド8.09%）、それを機に公的外貨準備に人民元を選択する国も現れている。

もっとも、中国の経常取引における人民元決済の利用は、2013年から2015年にかけて人民元為替レートの先高期待の後押しもあって急増したが、その要因が剥落した後はさほど伸びていない（図4）。国際銀行間通信協会（SWIFT）

の統計（資本取引の決済も含む）でも、2022年1月のクロスボーダー決済における通貨シェアは、米ドルの39.9%に対し、人民元は3.2%に過ぎない。その理由の一つとして、中国が厳しい資本取引規制を維持しており、人民元を効果的に運用する手段が限られていることが指摘されている。

2. 発言力の強化を目指す動き

グローバル金融危機を機に、中国政府は国際通貨制度改革に対する関心を強めるようになった。もっとも、これまでのところ具体的な主張はさほど多くはなく、中国としては米国との対立ムードを煽らずに、米ドル依存の強い現状を変えるための国際的な議論を少しずつ醸成していこうと考えているように見える。

2015年、中国の呼びかけを受けて、アジア地域のインフラ建設資金の融通を主目的とするアジアインフラ投資銀行（AIIB）が北京に設立された。これは中国の「一帯一路構想」の中から出てきたアイデアとされているが、これを国際金融体制に対する中国の挑戦と捉える声もあった。これまでのところ、AIIBは既存の国際金融機関との協調融資を積極的に進めるなど、良好な協力関係を築きながら、業容を拡大している。AIIBは百以上の国・地域が加盟する国際機関であり、中国が最大出資者として強い力を有しているように見えるとはいえ、これまでのところ中国色が強すぎるといった批判はあまり聞かれない。中国にとってAIIBは国際金融の場で地位を向上させていくための一つの経験の場といった位置づけなのかもしれない。

中国が厳格な資本取引規制を維持している以上、人民元の利用拡大には自ずと限界があり、いわゆる「通貨パワー」の発揮には、なお相当

な時間がかかりそうである。一方で、ここ数年、中国は国際的なルール作りの場などで発言力を強めることを目指しているように見える。例えば、2022年1月、人民銀行は「金融科学技術発展計画（2022-2025年）」を公表し、中国の金融デジタルトランスフォーメーションが目指す方向を提示した。また、同年2月には人民銀行と金融監督部門が連名で、「金融標準化“十四五”発展計画」を公表し、今次5ヵ年計画中に達成すべき金融サービスの標準化に関する目標を明らかにした。

これらの改革措置は、中国が金融サービスの高度化を目指すために欠かせないものであり、主眼は国内金融システムの整備にあるのだろうが、数多くある金融制度改革の課題の中で、金融技術に関する目標が大きく打ち出されたことは興味深い。そこには、中国がこの分野で世界に後れをとらず、国際ルール作りにおいて主導的な役割を發揮することを目指す熱意も反映されているように感じられる。

まとめに代えて

高度経済成長モデルから持続可能な安定成長モデルへの転換を目指している中国にとって、より安定した効率性の高い金融システムを構築することは喫緊の重要課題である。そのためには市場メカニズムをより広くかつ深く導入することが肝要であろう。また、国際金融の世界において中国が実質的に存在感を高めていくためには、自国通貨のパワー向上につながる資本取引規制の緩和が欠かせない。

もちろん、金融機関の経営基盤がぜい弱な段階で、監督体制を整えずに市場競争を導入することは極めて危険であり、避けなければならない

い。中国国内では依然として過剰債務問題と結びついた金融リスクが根深く残っているために、安定を最重視する共産党の方針の下では市場化の推進は容易ではないだろう。しかし、改革の先送りは潜在成長力を更に低下させてしまう恐れがあり、そのことはまた、改革に伴う痛みを引き受ける力を弱めてしまいかねない。「安定のための措置」と「過保護」を混同しない冷静な判断が求められる。

神宮（2016）は中国で過剰債務問題への対処が本格化し始めた頃に、同国内の金融の自由化を本格的に進めるためには、①不良債権処理を着実に進めること、②直接金融の拡充とともにIT企業の金融への参入を秩序立てて進め、銀行依存の金融体制を変えること、③金利調整型の金融調節のための環境を整備すること、④為替レートの市場化を更に推進するために市場参加者とのコミュニケーションを改善すること、などが望まれると指摘した。これらの課題に対する取り組みは段階的に成果を上げているが、まだ十分とは言えず、関係者すべてが今後も努力を続けるべき課題であろう。

最後に、金融制度改革の推進を難しくしている要因として、財政改革（とくに地方政府の歳入と歳出の調整）、国有企業の改革、都市化の改革などが遅れていることを指摘しておきたい。「市場改革の旗手」と呼ばれ、中国内外の尊敬を集めている呉敬璉教授は、1990年代初に当時の金融改革が遅れた理由として、関連分野を含めた総合的な改革の欠如を指摘したが（呉敬璉，1992），その指摘は現在も極めて重要な意義を有していると思われる。

【参考文献】

関志雄（2021）「始動する中国における第14次5ヵ年計画——「質の高い発展」を目指して——」<https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/210415kaikaku.html>
 呉敬璉（1992）「中国的経済改革和金融改革」呉家駿・汪海波 主編『九十年代中国経済的改革と発展』经济管理出版社
 神宮健（2016）「中国の金融自由化は、どこまで進んだのか：不良債権処理と金融システムの安定化が優先」2016年9月5日付け東洋経済オンライン
 露口洋介（2022）「金融システムの改革と日中金融協力——重要性が増す日本からの資本流入」日本経済研究センター「中国研究」報告書『習近平「一強」体制の行方～中国の課題と展望』
 Okazaki, Kumiko (2007), "Banking System Reform in China: the Challenges of Moving Toward a Market-Oriented Economy," Rand Corporation Occasional Paper 194

（一財）国際貿易投資研究所の調査研究報告書「調査研究シリーズ」のご案内

（一財）国際貿易投資研究所の報告書を全文ダウンロードすることができます。（<https://www.iti.or.jp>）

アジアの国際経済環境の変化とASEANの対応／国際貿易投資研究所 ASEAN研究会編

（No.130, 2022年3月）

【目次】

1. 経済統合と経済安全保障—米中競争へのASEANの対応
 亜細亜大学アジア研究所 特別研究員／ITI 客員研究員 石川幸一
2. 保護主義とコロナ拡大下のASEAN 経済統合とRCEP 発効—2021年以降の新たな変化の下で
 九州大学大学院 経済学研究院 教授／ITI 客員研究員 清水一史
3. ASEAN のエネルギー見通しとラオスにおける水力発電
 都留文科大学 教養学部地域社会学科 教授／ITI 客員研究員 春日尚雄
4. ベトナムの農水産品の貿易とFTA による影響 ITI 主任研究員 吉岡武臣
5. 中国の開発協力とASEAN 国士舘大学 政経学部経済学科 教授／ITI 客員研究員 助川成也

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

TEL : 03(5148)2601 / FAX : 03(5148)2677

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37興和ビル3階

E-Mail : jimukyoku@iti.or.jp / URL : <https://iti.or.jp/>